

令和3年1月15日

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：一側性高度感音難聴に対する人工内耳挿入術 一側性高度または重度感音難聴	
I． 実施責任医師の要件	
診療科	要（耳鼻いんこう科）
資格	要（耳鼻咽喉科専門医）
当該診療科の経験年数	要（1）年以上
当該技術の経験年数	要（1）年以上
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（1）例以上 〔それに加え、助手又は術者としての経験不要〕
その他（上記以外の要件）	
II． 医療機関の要件	
診療科	要（耳鼻いんこう科）
実施診療科の医師数 注2)	要 具体的な内容：耳鼻咽喉科専門医 3名以上
他診療科の医師数 注2)	要 具体的な内容：麻酔科専門医 1名以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要（言語聴覚士）
病床数	要（200床以上）
看護配置	要（10対1看護以上）
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	要
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	要
倫理審査委員会による審査体制	（臨床研究法に基づく研究においては、本項の記載は不要）
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（1症例以上）
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等）	（1）装用後のリハビリテーション体制を有していること。 （2）人工内耳の調整を担当する者は、あらかじめ機器の調整に関するトレーニングを受けること。
III． その他の要件	
頻回の実績報告	不要
その他（上記以外の要件）	

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として（　　）例以上・不要」の欄を記載すること。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上的△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。